平成２４年（再ロ）第１号
岡山市北区撫川1083－６　304号
再生債務者　楢本　勝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２７号
愛媛県松山市森松町416番地３　リッツハウス森松Ｂ―102号
再生債務者　福原　真市
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月16日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１号
北海道余市郡余市町大川町17丁目15番地13
再生債務者　菊地　貢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月16日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第３号
北海道小樽市塩谷２丁目13番４号
再生債務者　近藤　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月16日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第１２号
大阪府箕面市如意谷３丁目６番19―208号
再生債務者　赤井組こと　赤井　寛徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３５号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―318号
再生債務者　米山　雄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４５号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番５号
再生債務者　大谷　昇示
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第７９号
大阪市住吉区遠里小野３丁目８番16号
再生債務者　酒井　昇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第８３号
大阪市平野区瓜破２丁目２番48―507号
再生債務者　竹内　好夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第９６号
大阪市大正区三軒家西２丁目13番12号山崎園マンション104号
再生債務者　大塚　優輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第１８号
北九州市若松区鴨生田４丁目２番17号
再生債務者　中丸　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第１号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲799番地
再生債務者　内布　周二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（再イ）第２０号
札幌市中央区南13条西８丁目１番25―405号
再生債務者　金森　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第７０号
和歌山県橋本市高野口町応其277番地の１
再生債務者　和田　富夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第16号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成24年５月14日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成24年５月30日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第D1214号
2、名称　新光電子株式会社
3、住所　東京都文京区湯島３－９－11
4、特定計量器の種類　非自動はかり

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第２号
北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成24年８月31日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。
また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。
平成24年５月30日
独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　板井　秀行
記
1　縦覧開始の日　平成24年６月21日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
3　縦覧場所　北九州市小倉北区片野４丁目20番３号
独立行政法人都市再生機構九州支社城野都市再生事務所